

### 第3 床面積及び階の取扱いに関する基準

#### 1 趣旨

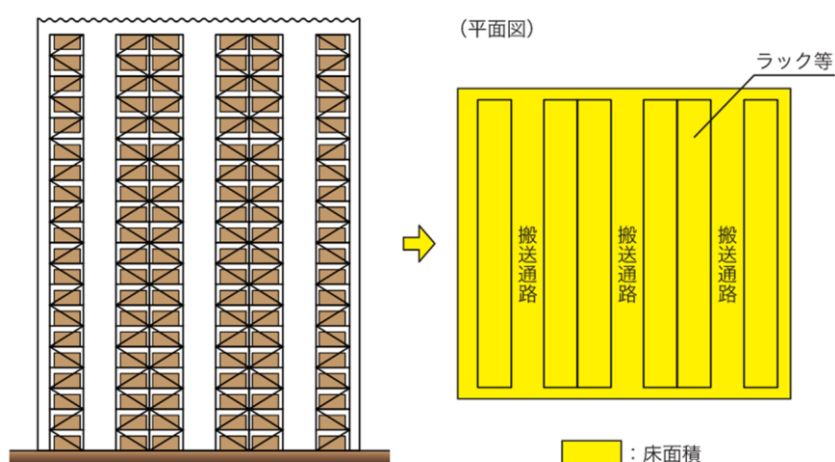
この基準は、法第17条の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置に係る面積及び階の算定に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 床面積の算定

消防用設備等の設置に係る床面積の算定は、建基政令第2条第1項第3号に規定する床面積及び別記「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）によるほか、次によるものとする。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。
- (2) 建物内に設けられた架台は、当該部分で作業、通行、運搬の用に供される場合は床として扱うが、物品をのせるだけで人がほとんど乗ることがなければ床として扱わないこと。
- (3) ラック式倉庫の延べ面積等の算定は、次によること。

ア ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等（棚又はこれに類するものをいう。以下この項において同じ。）及び搬送通路を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。【図1】



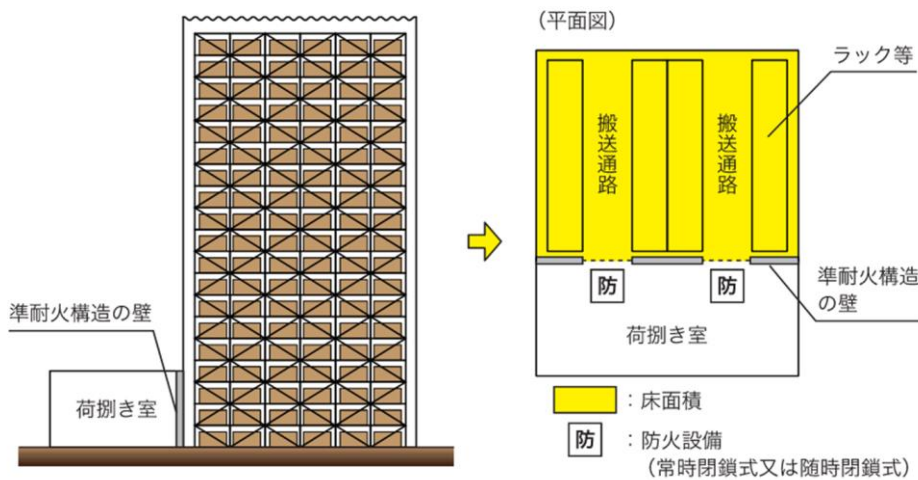
【図1】

イ ラック式倉庫のうち令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

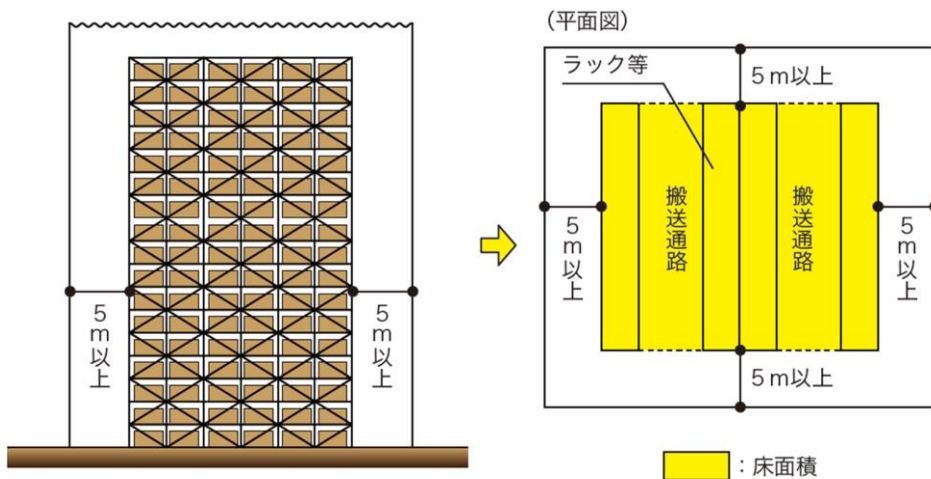
この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）で区画されているもの【図2】

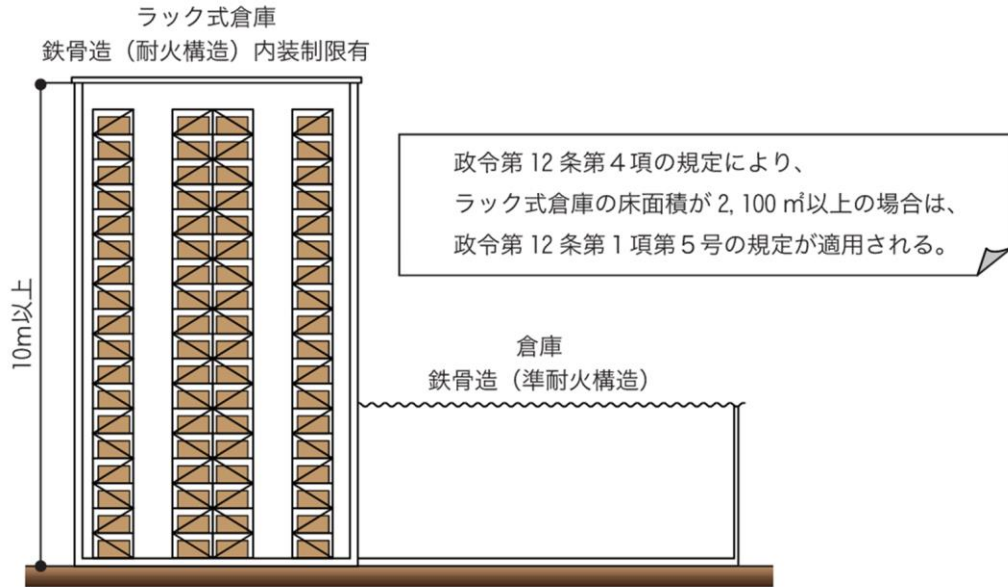
(イ) ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの【図3】



【図2】

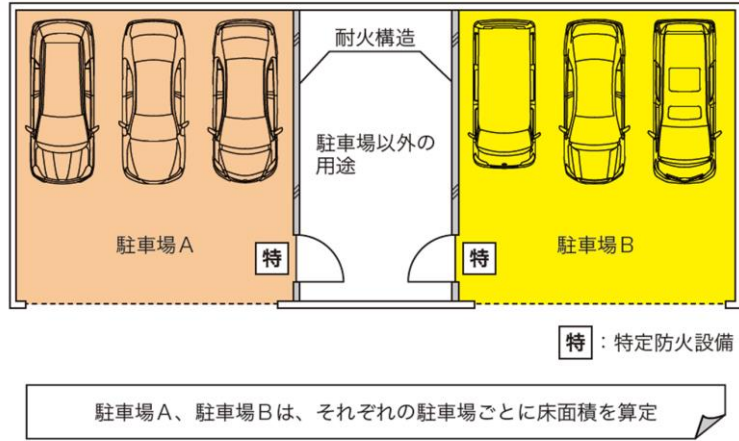


【図3】



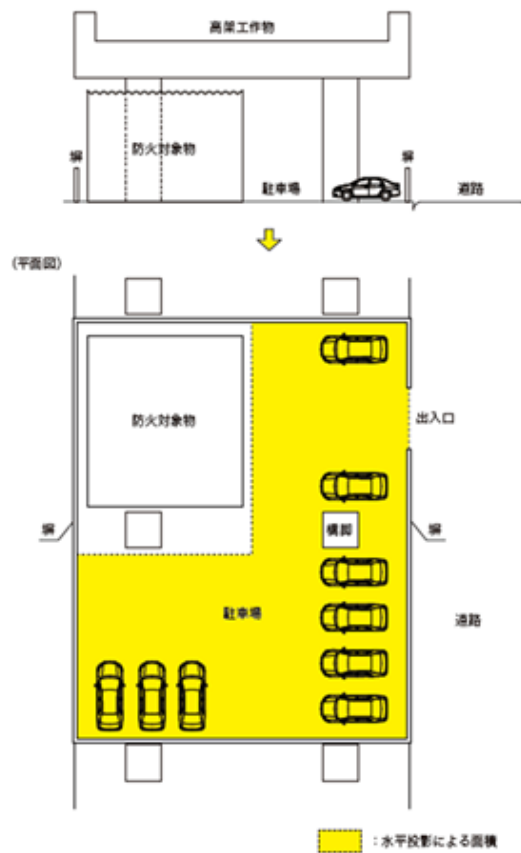
【図4】

- ウ 前（ア）に該当する場合、令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。【図4】
- エ ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。
- オ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）については、階層ごとに床があるものとして算定すること。
- （4）駐車のために供する部分の床面積等は、次により算定すること。
- ア 車路は、床面積に算入すること。ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- イ 耐火構造により有効に防火区画された駐車のために供しない部分を介して、2個所以上の駐車のために供する部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供する部分ごとに床面積を算定すること。【図5】



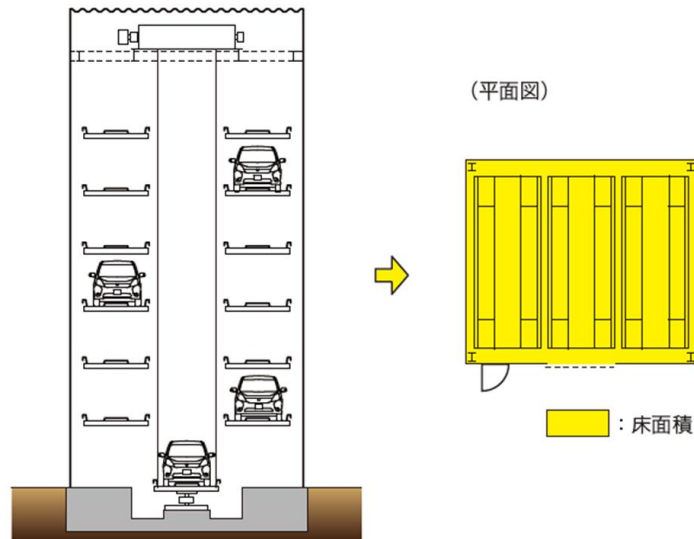
【図5】

ウ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設ける令別表第一に掲げる防火対象物に付随する駐車場の用に供する部分は、さく、へい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入すること。【図6】



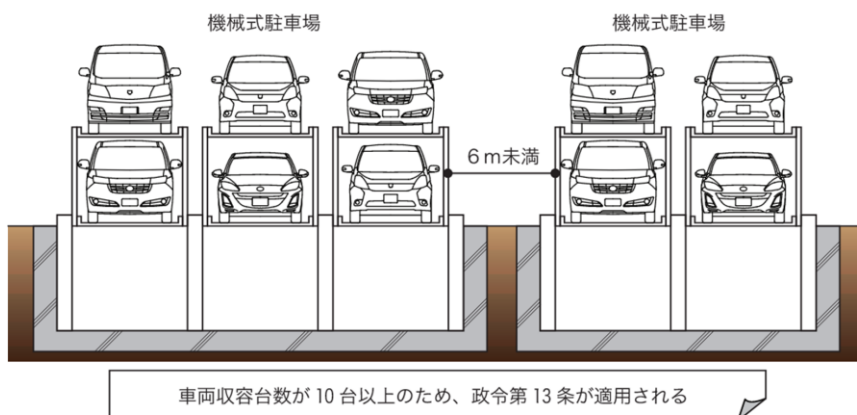
【図6】

エ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。【図7】



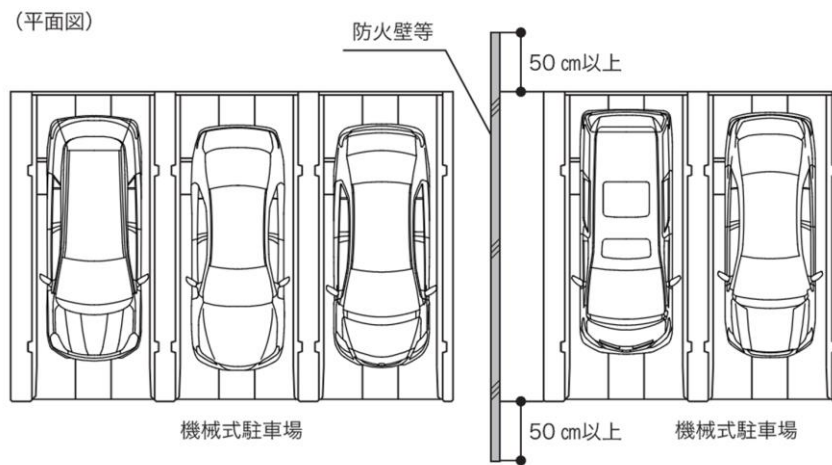
【図7】

オ 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6 m以下となるものにあつては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、令第13条を適用する。【図8】

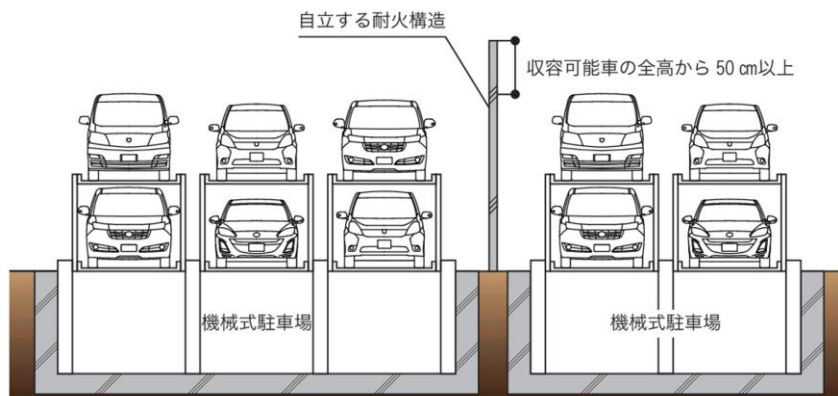


【図8】

- なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。【図9から図12】
- (ア) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
  - (イ) 機械式駐車場の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突出させること。
  - (ウ) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。
  - (エ) 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合には、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

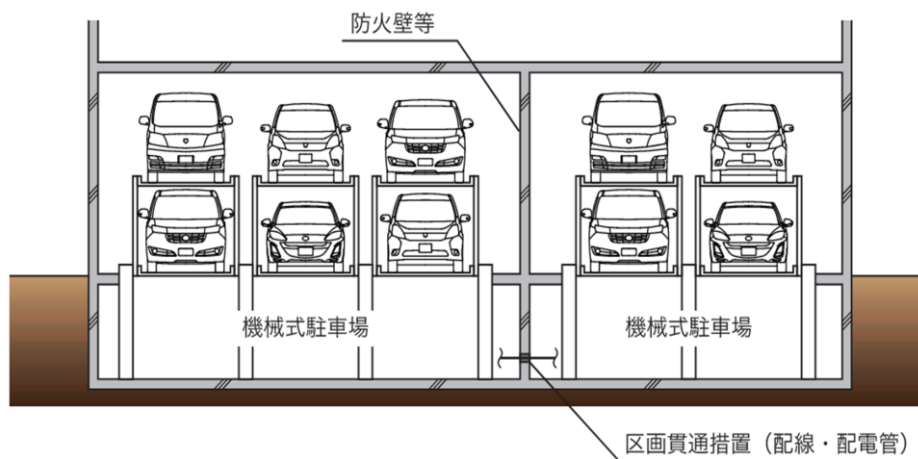


【図9】



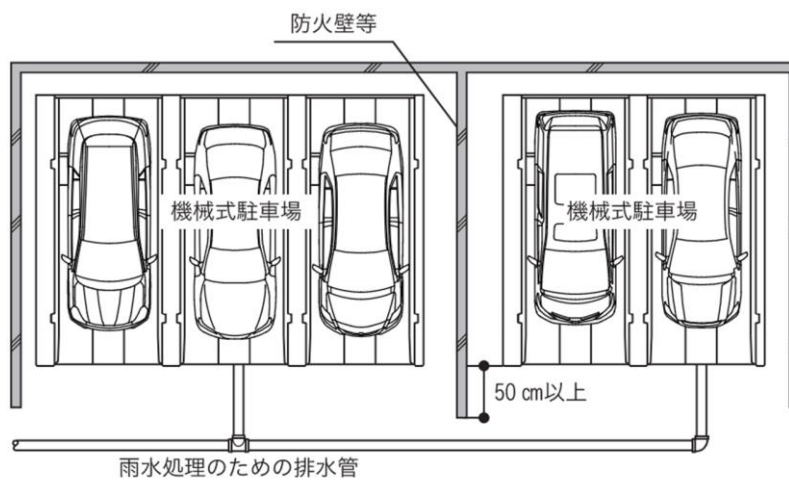
【図10】

(防火対象物内に収納される場合)



【図 11】

(平面図)



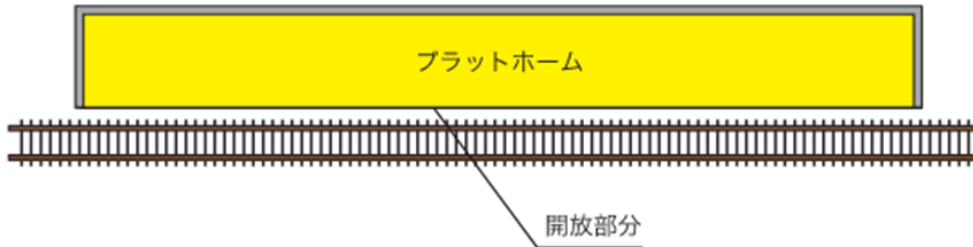
【図 12】

(5) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができること。

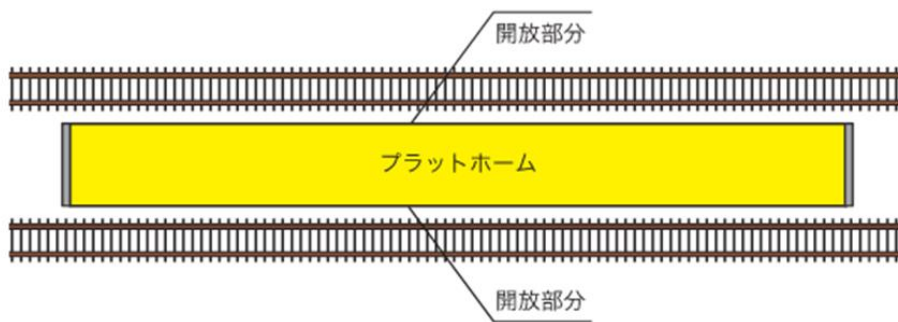
ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。

ただし、上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。【図13から図15】

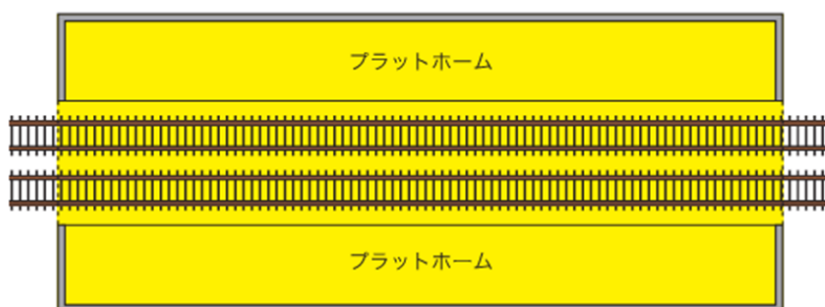
【図13】 延長方向一面開放の例



【図14】 延長方向二面開放の例



【図15】 ただし書きにより床面積に算入される場合の例



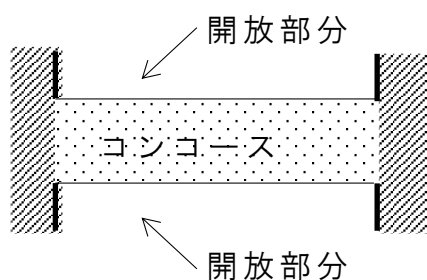
凡例

	屋根が架かっている部分
	軌道部分
	非開放部分

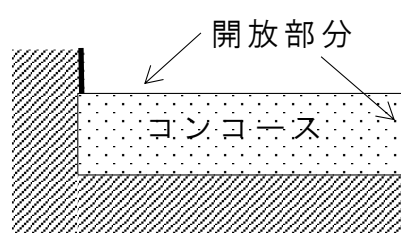


イ 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く。【図 16 から図 18】

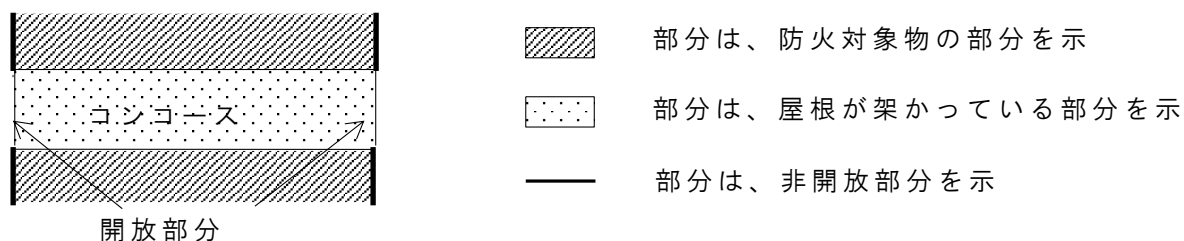
【図 16】 二面開放の例 1



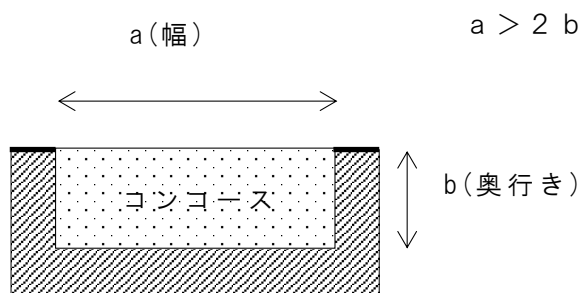
【図 17】 二面開放の例 2



【図 18】 ただし書きにより床面積に算入される場合の例



ウ 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上あるコンコース。【図 19】



【図 19】

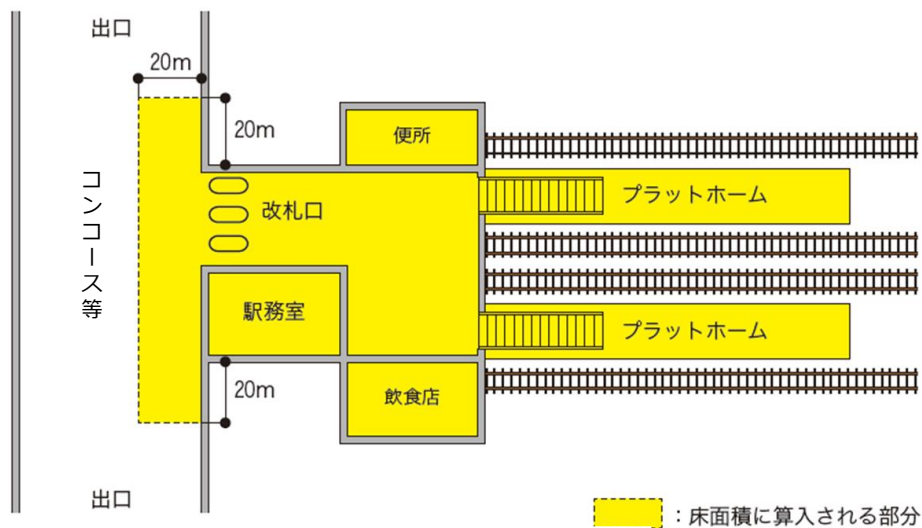
(6) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。【図20】

ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入するものであること。

イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分をも算入すること。

ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は当該防火設備の部分までとする。

ただし、誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあつても、設置を要するものであること。

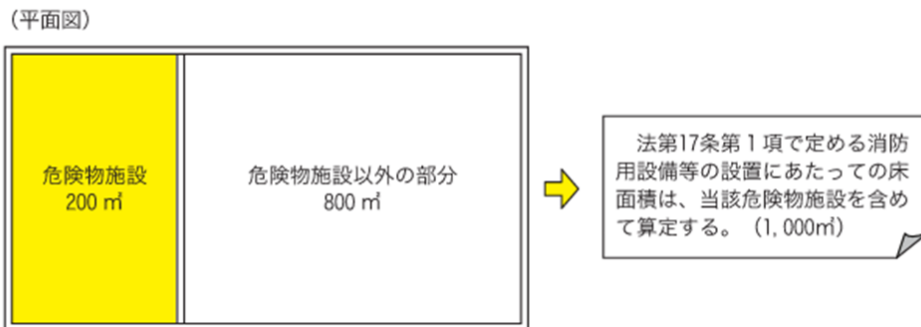


【図 20】

(7) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

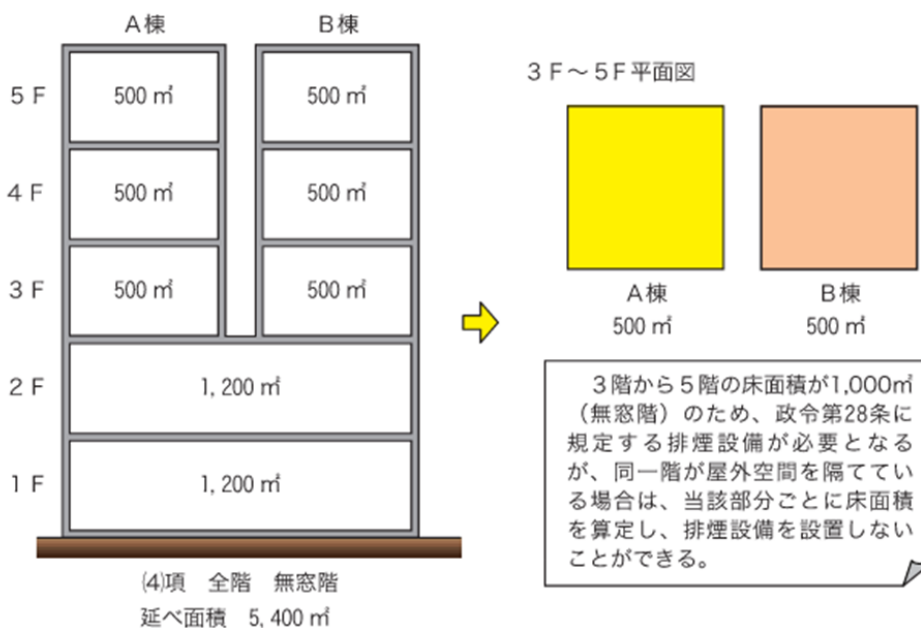
(8) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあつては20m、準地下街にあつては10m(各数値未満の場合は当該距離)以内の部分をも床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとする。

- (9) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。ただし、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条の規定の例によらず法第10条第4項の規定の例によるものであること。【図21】



【図21】

- (10) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合にあっては、隔てられた部分ごとに床面積を算定できるものであること。【図22】

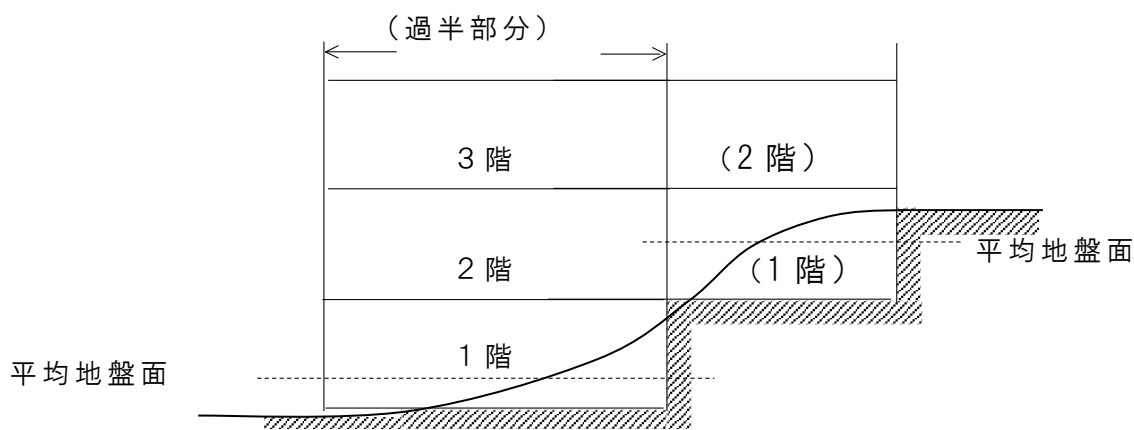


【図22】

### 3 階数の取扱い

消防用設備等の設置に係る階数の取扱いは、建基政令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によるものとする。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、2(1)で床として扱う場合は階数に算定するものであること。
- (2) 建物内に設けられた架台は、2(2)で床として扱う場合は階数に算定するものであること。
- (3) 住戸の小屋裏部分を利用して設ける物置（以下「小屋裏物置」という。）で、次の各号に該当するものについては、階とみなさないものであること。
  - ア 小屋裏物置の部分の水平投影面積は、直下の階の床面積の2分の1以下であること。
  - イ 小屋裏物置の天井の最高の高さは、1.4m以下であること。
- (4) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。
- (5) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより当該建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること。【図23】



【図 23】

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

## 別記

### 床面積の算定方法について

昭和61年4月30日建設省住指発第115号  
建設省住宅局建築指導課長より  
特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

#### 記

##### 1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

##### (1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

##### (2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

##### (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準ずる。

##### (4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1 m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2 mまでの部分を床面積に算入しない。

(5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。

ロ 高さが1.1 m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

(7) エレベータシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ 下端の床面からの高さが、30 cm以上であること。

ロ 周囲の外壁面から水平距離50 cm以上突き出していないこと。

ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.5 m<sup>2</sup>を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2 m<sup>2</sup>を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ 丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、P C板(プレキャストコンクリート板)等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

ロ イ以外の場合

P C板、A L C板(高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板)等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線